

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額(注2)	署名日 署名地 (前記年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に對する贈与に關する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	550,000千円 .....	2022.5.1 ハノイで (同日)	日本側 山田 滝雄 在ベトナム大使 ベトナム側 グエン・キム・ソン 教育訓練大臣	2022.5.24 196号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。